

地域マイスターやどめ 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は『地域マイスター やどめ』と称し事務所を代表宅とする。

(目的)

第2条 本会は、子ども（小学生）から大人を対象に、地域文化や歴史に関して、地域の特性の理解を深め、地域を愛する心を育てることを目的とする。また地域活動の中で異世代間交流を図り、地域力向上を目指すこと。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 子ども（小学生）から大人を対象とした実践的・体験的に学ぶ講座を開催。
2. 地域活動を行っている他団体との交流を図るとともに、地域の指導者を仰ぐ。
3. 会員のスキルアップを図る為の研修会を行う。
4. その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 会員は本会の目的に賛同して入会したものをもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

○会長 1名 ○副会長 1名 ○会計 1名

(役員を選出及び任務)

第6条 会長、副会長は総会において選出し、顧問は会長がこれを委嘱する。

会長 会を代表する。

副会長 会長を補佐する。

会計 会の会計事務を行う。

(総会)

第7条 総会は年1回会長が招集し、次の事項を行う。

- (1) 事業報告及び会計決算報告
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 役員選出
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項の審議。

2 臨時総会は、役員会が議決した時、または会長が必要と認めたとき随時開くことが出来る。

(役員会)

第8条 役員会は必要に応じて行う。

(会計)

第9条 会の経費は、会費その他の寄付金をもって充て、総会時に決定された金額を納入すること。

(退会)

第10条 退会する場合は、会を辞める1ヶ月前に申告すること。

附則 この会則は平成24年5月12日から施行する。

平成25年4月13日改訂 前の会則を全廃し、平成25年4月13日より新しい会則を施行する。

平成26年5月31日改訂 第2条、第3条1項、第6条を変更し、平成26年5月31日より施行する。